

◎新潟県選挙管理委員会告示第104号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和4年9月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
秋葉区新津健康センター	新潟市秋葉区程島 1979番地4	はつらつホール	293.00 (旧360.00)	令和4年4月1日